

スポーツイベントでの 事故における主催者の責任

飯田研吾 スポーツ法政策研究会、兼子・岩松法律事務所、弁護士

はじめに

近年のマラソンブームにはじまり、最近では、トレイルランニングやトライアスロンといったよりハードなスポーツの競技人口も増え、競技会等のスポーツイベント(以下単に「スポーツイベント」と言います)も増加傾向にあります。スポーツイベントは、地方自治体の町興しとしても利用されており、2020年の東京オリンピック開催を控え、今後、競技人口、スポーツイベントの開催数ともにますます増えていくことが予想されます。

このように市民の多くが、スポーツに参加する機会が増えることは素晴らしいことですが、一方で、スポーツには、常に事故の危険が潜んでいることを忘れてはいけません。

たとえば、マラソン大会での突然死の問題はご存知の方も多と思いますし、最近では、トライアスロンやオープンウォータースイムレース(自然の海や湖・川等で行われるスイムレースのこと)などでも、死亡事故例が報告されています。数カ月前にも、国内で開催された自転車レースにおいて、数台が絡む落車事故が起き、怪我人が出たとの報道がありました。また、落雷や大雨といった天災による事故も発生しています。

こうした事故は被害者に深刻な影響を及ぼすことはもちろんですが、主催者にとっても、今後の開催が難しくなるなど、イベントそのものの存続にも影響を及ぼしかねません。

そこで本稿では、スポーツイベントにお

ける事故の低減に資すればという思いから、主催者の責任に焦点を当てて説明したいと思います。

主催者が責任を負う理由

(1) 主催者と参加者の関係

ひとえに事故と言っても、参加者自身による事故、参加者同士の事故、施設や用具による事故、第三者の関係する事故、天災による事故など、さまざまな類型があります。主催者の責任という観点でみた場合、類型ごとで責任の有無が分かれるものではなく、いかなる種類の事故であっても、主催者の責任を問われる可能性はあります。

では、どのような場合に主催者が責任を負うのでしょうか。この問題を考えるには、なぜ主催者が責任を負うのか、ということを考えることが有益です。ここでは、細かい法律知識ではなく、ざっくりと「なぜ主催者が責任を負うのか」ということを説明いたします。

一般に、参加者はスポーツイベントへ参加するにあたり、主催者に対して参加申し込みを行い、これが受け付けられれば、スポーツイベントに参加できることとなります。この時点で、参加者と主催者との間には、法律上、スポーツイベントの参加に関する契約関係が生じます(本稿では、便宜上、このような契約を「参加契約」と言います)。

この参加契約に基づき、参加者は、参加費用を支払う義務を負う一方、主催者は、参加者に対し、スポーツイベントを開催して参加者に競技を実施させる義務を負う、

という関係が生まれます。主催者の主たる義務は、このスポーツイベントを開催して参加者に競技を実施させることですが、ただ競技させればよいのではなく、これに加え(付随して)、安全に競技させなければなりません。考えてみれば当たり前のことです。この付随義務を一般に「安全配慮義務」と言います。

主催者の安全配慮義務は、法律で規定されているわけではありませんが¹、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者間では、その法律関係の付随義務として、一方または双方がその相手方に対して、信義則上、法律関係に伴う危険から、その生命・身体の安全を保護する義務を負うと一般的に認められており(最三判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁)、スポーツイベントにおける法律関係でも同様に考えられています。

ここで言われている「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者間」というのは、当事者間に何かしらの「契約」が必ず存在している必要があるとまでは考えられていません。つまり、スポーツイベントについて言えば、主催者との間で参加契約の成立が認められない場合であっても、「特別な社会的接触関係」に入ったことが認められれば、安全配慮義務違反を理由として主催者に責任を追及していくことができるのです。

(2) 安全配慮義務の内容

では、主催者としては、何をすれば、「安全配慮義務」を尽くした、つまり、事故に

より生じた結果に対する責任を負わないと言えるのでしょうか。

結論から言うと、これをしておけば絶対に大丈夫、といったことはありません。過去の裁判例をみても、以下に挙げる観点から事案ごとに個別具体的に義務の内容と義務違反の有無を判断しているようです。

- ①スポーツイベントの性質（強制性の有無等）
- ②スポーツイベントの参加者数
- ③会場の規模や立地・実施方法
- ④当該競技の特徴や内在する危険性の程度
- ⑤被害者の年齢やその競技に対する習熟度
- ⑥天候などの外部要因

(3) 義務違反と損害との因果関係

注意しなければならないのは、主催者の安全配慮義務違反が認められたとしても、直ちに主催者の責任が認められるわけではなく、安全配慮義務違反と損害との間に「因果関係」が認められる必要があります。簡単に言えば、主催者が安全配慮義務を尽くしていたとしても、いずれにせよ死亡や怪我などの結果（損害）が発生したと言えるような場合には、その結果に対して主催者は責任を負いません。

過去の裁判例のなかには安全配慮義務違反（ないしは何らかの義務違反）を認めながら、因果関係が否定されたケースがいくつかあります。とくに、マラソンレースや水泳などでよくみられる急性心不全による突然死のケースの場合には、比較的、因果関係が否定されるケースが多かったようです。ただ、昨今の医療技術の進歩や救命装置の進化などをふまえれば、過去に因果関係が否定されたような事案であっても、因果関係が認められるということも十分にあり得ると考えられます。

(4) 免責同意書・免責承諾約款の有効性

最近では、インターネットを利用してスポーツイベントへの申し込みを行うことが非常に多くなっています。みなさんは申し

込みにあたって、申込規約や大会規約を読んでいますでしょうか。実は、こうした規約を読んでも、事故による主催者の責任は一切問わない旨が記載されていることがほとんどです。また、競技によっては、免責同意書を別途作成して、参加者に署名させることもあります。

大会参加者はこうした規約や誓約書の内容に同意したものとされる結果、もはや主催者の責任を追及できないのでしょうか。この問題は、スポーツに限らず危険を伴うイベントなどの際には必ず議論されているので、すでにご存知の方も多いかと思いますが、大切なことですので簡単に説明します。

結論から言うと、このような約款や誓約書があっても、主催者の責任を追及することは可能です。確かに、こうした主催者の責任を免除する旨の同意は、参加者の合理的な判断に基づいたものである以上、内容が合理的である限りはその効力を否定すべきではありません。

しかし、人間の生命・身体のような重大な権利に関して、予め一切の責任を放棄するというのは、あまりに主催者に一方的に有利な内容ですから、これまでの裁判例では、公序良俗（民法90条）という民法の一般原則の考え方などを用いて、その効力を否定してきました。そして、平成13年4月には消費者契約法が施行され、明文上も、主催者の責任の一切を免除する旨の規約は無効とされることとなりました²（消費者契約法第8条第1項1号、同3号）。

ただし、だからと言って、申込規約や大会規約の確認を疎かにしてはいけません。こうした規約には、ドーピング検査のことなど、参加者にとって重要な事項も記載されていますので、きちんと確認しておく必要があります。他方で、主催者としては、参加者にとって重要な事項を確認できやすいよう、ホームページでの掲載方法などを工夫する必要があると個人的には思います。

責任を負う「主催者」は誰なのか

(1) 「主催者」の確定

ここまで、どのような場合に主催者が責任を負うかを説明しました。では、「主催者」というのは一体誰なのでしょう。誰が「主催者」か、ということはわかりやすいようにも思いますが、過去には、責任を負うべき「主催者」が誰かが争われたケースがいくつかあります。

大阪府高槻市で開催されたサッカー競技大会に、高校の課外クラブ活動の一環として参加したサッカー部所属の高校1年生の生徒が、出場した試合の開始後まもなくして落雷を受け、視力障害、両下肢機能全廃、両上肢機能の著しい障害などの重篤な後遺症障害を被った事故に関し、高槻市体育協会が責任を負うか否かが争われました。高槻市体育協会側は、その加盟団体であるサッカー連盟が本件大会の主催者であって、高槻市体育協会は主催者ではないと主張しました。最高裁は、高槻市体育協会がサッカー連盟に対して本件大会の実行委員会を設置させたことや、本件大会の開催場所を借りたのが高槻市体育協会であったこと、大会パンフレットに主催者として「財団法人高槻市体育協会サッカー連盟」という名称が記載されていたことから、高槻市体育協会が主催者であると判断しました³（最二判平成18年3月13日判時1929号41頁）。

このように、損害賠償責任を負うこととなる主催者が誰であるかは、単にパンフレット等における記載だけではなく、実態から判断されます。上記裁判例で挙げられていた事情のほか、費用の負担や収益配分の状況、重要事項の決定権限の所在、などが判断要素になると考えられます。

なお、地域の町興しなどで開催されるスポーツイベントでは、「共催」という形で、主催者と思われる団体が複数ということもよくありますが、参加契約は、そのうちの一つの団体としか成立しないものではなく、複数の団体と参加契約が成立したと考えることも可能とされています（大阪高裁

平成3年10月18日判タ777号146頁参照)。

(2) 施設の責任

少々話が横道に逸れますが、主催者が会場・施設を借りてスポーツイベントを開催することも多いですが、そのような場合に、施設を提供した者に対しては責任を問えるのでしょうか（ここでは、施設側が共催とならずに、単に場所を提供しただけであって、主催者とは言えない場合であることを前提とします）。

施設と主催者との間には施設利用契約が認められますが、参加者と施設とは契約関係にないのが通常です。前記のとおり、「安全配慮義務」は、必ずしも「契約関係」にあることが必要ではありませんので、事実として参加者が施設を利用していることを捉えて、「特別な社会的接触関係」に入ったと主張して安全配慮義務違反という観点から責任を追及していくことも一つの方法かもしれません。

ただ、施設の場合には、わざわざ安全配慮義務という概念を持ち出さなくても、工作物責任（717条）という法律で定められた責任を追及していくことが可能です。

工作物責任とは、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があるとき、その工作物の占有者（占有者が損害発生防止に必要な注意をしたときは所有者）が、被害者に対して損害賠償責任を負うというものです。

「設置又は保存の瑕疵」とは、ざっくり言うと、本来備えるべき安全性を欠いているかどうか、ということです。具体的には、その施設の構造や立地環境、利用状況（利用対象者の年齢・習熟度等）、用途、安全確保のための設備の有無や程度などから総合的に判断されます。

過去に瑕疵が問題となったスポーツ施設としては、プールやスキー場、ゴルフ場、野球場、自動車のレーシングコース、テニスコートなどがあります⁴。

施設側が日頃から施設の安全に努めることは当然のことですが、主催者も、スポーツイベントで使用する施設に危険が潜んで

いないか事前に確認し、安全な施設を使うよう注意する必要があります⁵。

主催者が気をつけるべきポイント

以上のとおり、主催者が責任を問われるかどうかは、誰にでもわかりやすい明確な判断基準があるわけではありません。ただし、前記した安全配慮義務の内容に照らし、気をつけるポイントとしておおよそ以下のとおり挙げられます。

- ①健康状態の確認・参加者に対する医師の受診の働きかけ（診断書提出の義務化）
- ②参加人数・大会規模・特徴に応じた救助・看護態勢の確保
- ③事故発生時における指揮命令系統の整備
- ④気象情報のチェックと気象急変に対する備え
- ⑤事故の分析（今後の事故防止）

なお、このところ、突然のゲリラ豪雨や突風、落雷など、突発的な気象急変が多くみられます。主催者としては、そのような気象の変化に常に注意し、迅速に対応することはもちろんですが、状況に応じて、参加者が異常を感じた際に勇気をもってレースを棄権することと同じように、主催者も、勇気をもってイベントの中止の判断をすることが、被害の発生・拡大を防ぐためには必要であると思います。

また、最近では、マラソン大会の参加者や大会役員が大会参加中に被った怪我や特定疾病に対して、マラソン大会の主催者が補償規程に基づき費用を負担した場合に保険金が支払われる「マラソン保険」という保険商品があるようです。主催者では、こうした保険の活用も積極的に検討してみたいかがでしょうか。

おわりに

ここまで、主催者の責任の焦点を当ててきました、事故を未然に防ぐということでは、参加者自身の心がけも大変重要です。参加者も、スポーツには常に事故の危険が潜んでいることを強く自覚し、日頃から健康管理に気をつけ、異変があれば医者へ

行って診てもらおうよう心がける必要があります。そして、先ほども少し述べましたが、競技中、いつもと感じが違うなと思ったら、無理をせずに競技を中止することも大切です。途中棄権はまったく恥ずべきことではありません。

最後に、本稿が、今後のスポーツイベントにおける事故防止の一助となれば幸いです。

〔注〕

- 注1 ただし、労働契約法第5条では、使用者の安全配慮義務が明文化されています。
- 注2 責任の「全部」ではなく「一部」を免責する場合であっても、主催者側に故意又は重過失がある場合も免除するような条項は、無効とされます（消費者契約法第8条第1項2号、同4号）
- 注3 この判例は、引率者兼監督の教諭及び大会主催者の会場担当者の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務を怠った過失を認めた事案としても有名です。
- 注4 「土地の工作物」とは、土地に接着して設置された物だけでなく、スキー場のゲレンデやゴルフ場など、土地に何らかの加工を施しただけの場合も認められています。
- 注5 主催者も「占有者」にあたるとして、民法717条を根拠に責任を追及されることもあります。

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただけます。

年会費／5,000円

入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒150-0012 東京都渋谷区広尾一丁目11番2号 アイオス広尾ビル301号室

事務局長／弁護士 西脇威夫（西脇法律事務所）

TEL：03-6450-2953 FAX：03-6450-2954

E-mail：takeo.nishiwaki@nishiwakilaw.com



※会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスからご利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/contact.html>